

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所における保安確保の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

先般、移動タンク貯蔵所等に対する立入検査について、「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について（平成 28 年 10 月 7 日付け消防危第 170 号通知）」により実施を依頼し、その結果を「移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果及び危険物の移送等における保安確保について（平成 29 年 1 月 23 日付け消防危第 13 号通知）」で周知したところです。

今般、当該検査における違反事例について情報提供があり、容器への詰替えを行うことを目的とする移動タンク貯蔵所の注入ホースの先端部の注入ノズルについて、手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えた注入ノズルに無許可で変更を行っていた事例や、手動開閉装置を開放の状態で固定できるように無許可で改造した事例が、合計 17 件あったことが判明しました（別紙参照）。

これらの注入ノズルの変更や改造を市町村長等の許可を受けずに行った場合は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の違反となります。また、これらの変更等を行った注入ノズルで容器やタンク等に危険物を注入した場合は、法第 10 条第 3 項の違反となるほか、危険物の流出事故を発生させるおそれがあります。

給油取扱所や小売販売店の関係者（以下「関係者」という。）がこのような変更等を行ったことは誠に遺憾です。

今回の要因として、関係者の消防法令に関する認識不足が考えられることから、貴職におかれましては、下記事項について、関係者に周知徹底するなど、保安確保の徹底のため適切に指導されるようお願いするとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 移動タンク貯蔵所の位置、構造又は設備の変更をしようとする者は、市町村長等の許可を受けなければならないこと（法第 11 条関係）
- 2 移動タンク貯蔵所から引火点 40 度以上の第四類の危険物を注入ノズルで容器やタンク等に注入するときは、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により行わなければならないこと（危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 40 条の 5、第 40 条の 5 の 2 関係）

(連絡先)

消防庁危険物保安室

鈴木補佐、山本係長、神山事務官

電話 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

移動タンク貯蔵所の注入ノズルを無許可で変更又は改造した事例の概要

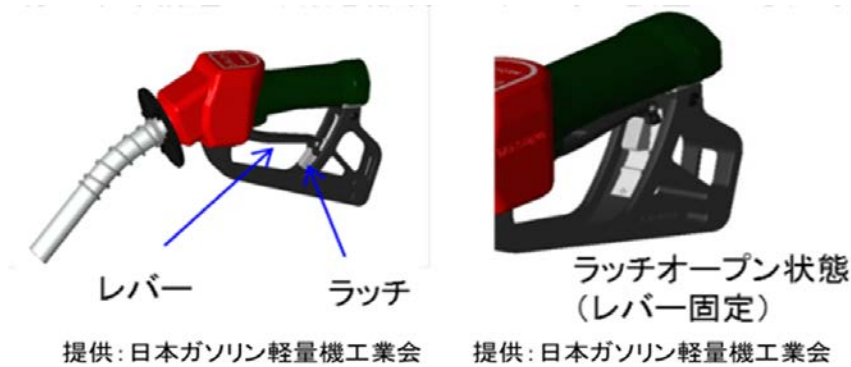
○ 消防本部 A

- (1) 無許可で注入ノズルをラッチオープンノズル^{※1}に変更した事例 7件
 [内訳]
 給油取扱所の運営事業者 (3社) が運用する移動タンク貯蔵所^{※2} 7件
- (2) 無許可で注入ノズルを開放状態で固定できるように改造した事例^{※3} 9件
 [内訳]
 給油取扱所の運営事業者 (2社) が運用する移動タンク貯蔵所^{※2} 7件
 小売販売店の運営事業者 (2社) が運用する移動タンク貯蔵所 2件

○ 消防本部 B

- (1) 無許可で注入ノズルを開放状態で固定できるように改造した事例^{※3} 1件
 [内訳]
 給油取扱所の運営事業者 (1社) が運用する移動タンク貯蔵所^{※2} 1件

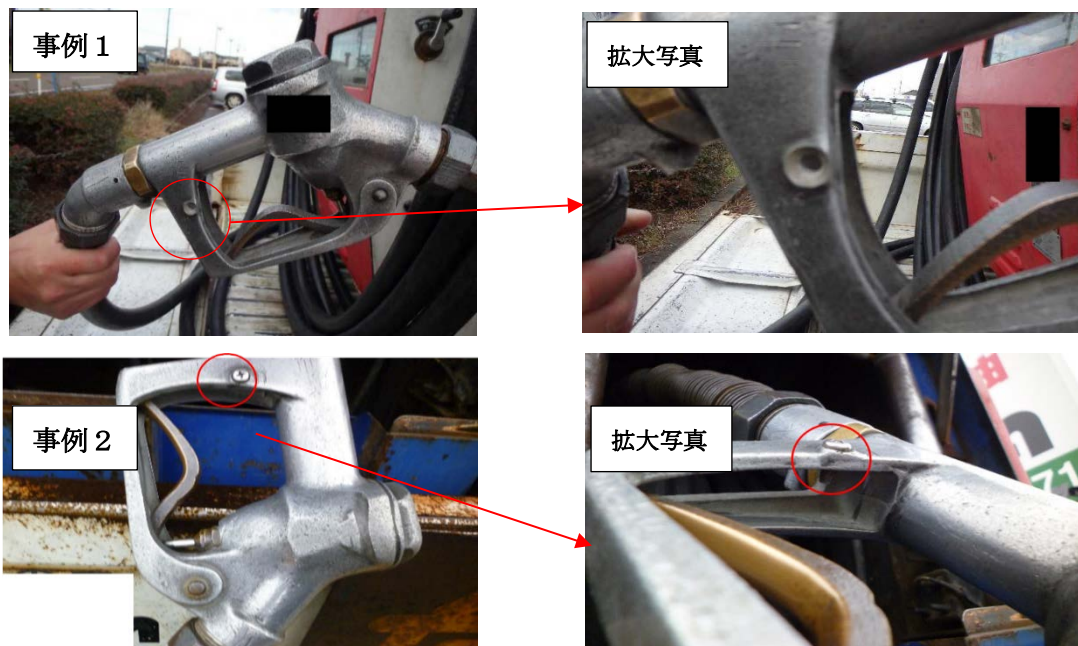
※1 ラッチオープンノズルの例



手動開閉装置を開放状態で固定できるノズル

※2 当該移動タンク貯蔵所の常置場所は給油取扱所とは別の場所である。

※3 注入ノズルを開放状態で固定できるように改造した事例



写真提供: 都道府県 A

注入ノズル (手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものではない。) に穴を開け、ピン等を穴に通すことで「開」状態で固定できるように改造を行ったもの